特許出願関連手続きフローチャート

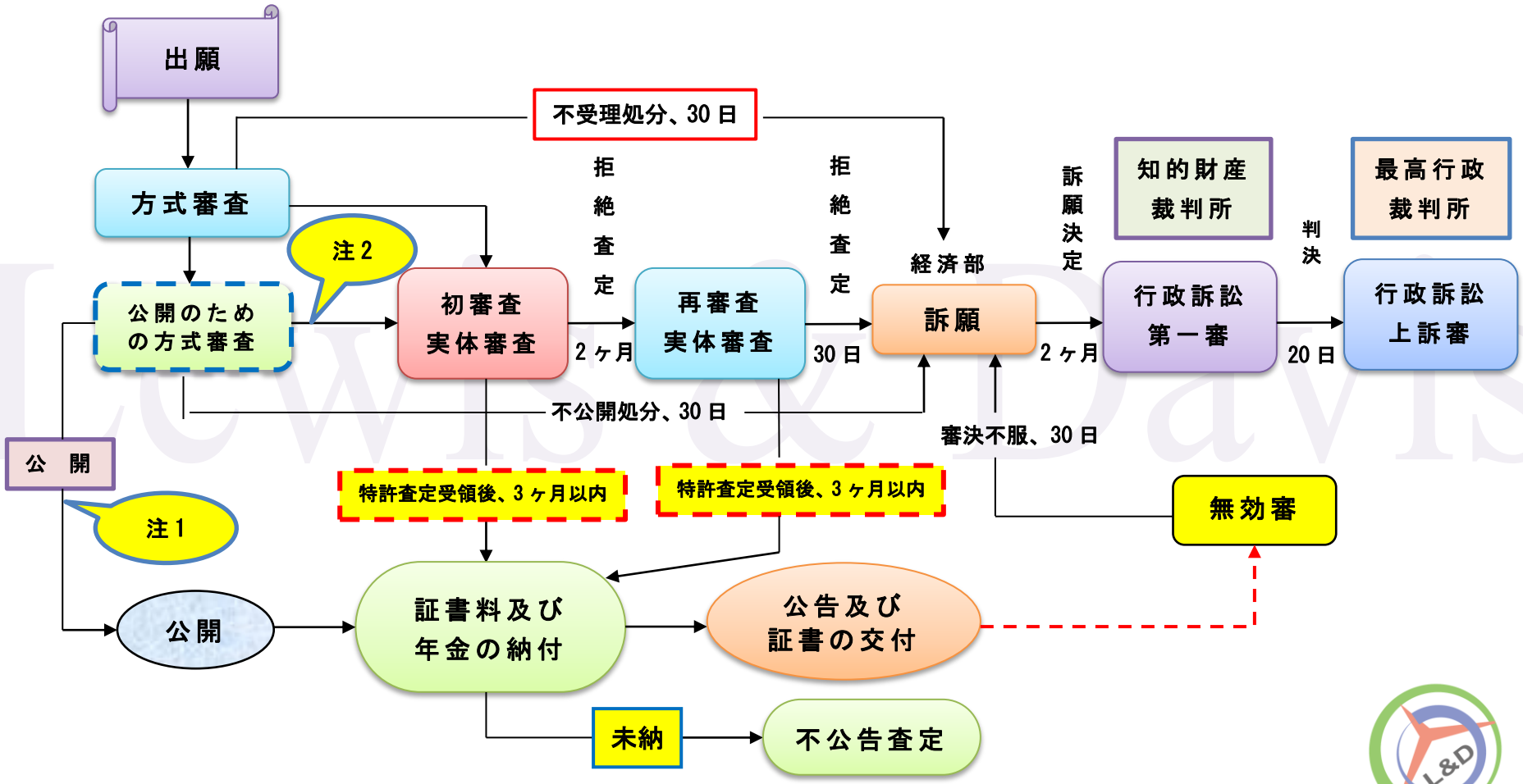

1. 発明特許出願案は、審査により方式に合わないことがないと共に公開できない事情がないと認められたら、願日（最も先の優先日の翌日）から 18 ヶ月後に公開されるとする。
2. 発明特許出願案に対しては、その願日からの 3 年以内において、任意者でも実体審査の請求をすることができる。